

## 交通事故・労働災害補償保険でおかかりの患者さまへ

### ◆交通事故

交通事故でケガをされた場合、原因が第三者に責任があるため、原則として自賠責保険の対応になり健康保険が使用できません。治療を受けられる場合は、**来院される前に必ず保険会社から当院に連絡を入れるようお伝え下さい。**

#### 加害者側の損害保険会社から連絡がなかった場合

患者様より一時全額ご負担いただきます。損害保険会社より連絡があり次第必要に応じて返金対応を致します。ご負担いただいた場合は領収書の保管をお願い致します。

#### 加害者側の損害保険会社から連絡があった場合（任意一括払い）

患者様の治療費は当院で一時立て替え、月単位で保険会社に請求致します。  
(損害保険会社の支払いが滞った場合は、患者様に全額お支払い頂くことになります。)

この場合は窓口での患者様の直接の医療費負担はありません。  
※当院と損害保険会社との間には直接の契約関係はございません。

### ◆労働災害

業務中・通勤途中にケガをされた場合、労働災害補償保険（労災）を使用しての受診が可能です。ケガをされた状況によって申請に必要な書類が異なります。

必要な書類は患者様にご用意していただきます。書類をご持参されるまでは全額患者様にご負担いただきます。ご持参され次第ご返金致しますので、領収証の保管をお願い致します。

**※書類に必要事項の記入漏れ・捺印漏れ等があった際、書類を受理できない場合がございますのでご注意ください。**

#### 業務中の場合

##### ①療養補償給付たる療養の給付請求書（様式第5号）

初めて病院を受診された場合

##### ②療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届（様式第6号）

一度他の病院を受診されてから、当院へ転院になった場合

#### 通勤途中の場合

##### ①療養給付たる療養の給付請求書（様式第16号の3）

初めて病院を受診された場合

##### ②療養給付たる療養の給付を受ける指定病院(変更)届（様式16号の4）

一度他の病院を受診されてから、当院へ転院になった場合